

子を彼の男子と興ふべからず彼の女子を汝の男子と娶るべからず其の彼ら汝の男子を感はして我を離れしめ之をして他の神々を事へしむるありてエホバこれがため汝らにむらひて怒を發し假令汝を滅したるふにいたるべければなり汝らに反て欺かれらに行ふべし即ちかれらの壇を毀ちろの偶像を打推さろのアツラ像を折たふし火をもてるの雕像を焚べし其の汝の神々エホバの聖民あれば汝の神々エホバの地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の寶の民となしたまへりエホバの汝らに愛し汝らに誓ひたすひに汝らが萬の民よりも數多かりし由因おわらず汝らに萬の民の中おて最も小き者なればなり但しエホバ汝らに愛するお因りまた汝らの先祖等お誓し誓を俵たんとすお因てエホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らに其の奴隷たりし家よりエホバの王の王の手により贖ひいだしたまへるなり汝知べし汝の神々エホバの神々まじし眞實の神々として之を愛しその誠命を守る者お其の契約を保ち思恵をほどこして千代わいたりまた之を惡む者お其の報をなしてこれを滅ぼしたまへりエホバの已を惡む者お其の報をなすお因りてこれを行ふべし汝らもし是らの律法を聽きこれを守り行くと汝の先祖等お誓ひし契約を保ちて汝ら思恵を俵てしたまへり即ち汝を愛し汝を重み汝の數を増したまひろの昔おんちに興へん汝らの先祖等お誓たりし地をおいて汝の兒女をめぐみ汝の地の産物穀物酒油等を殖し汝の牛の産汝の羊の産を増たすべし汝ら思恵するごとく其の民お懲らん汝らの中および汝らの家畜の中おハ男も女も子なき者お無るべしエホバまた諸の疾病を汝の身より除きたまひ汝らに知る彼の神々の惡しき言を汝の身お離さしめ但汝を惡む者お之を離せたまへし汝の汝の神々エホバの汝に

申命記 第七章  
 一節 申命記 第七章 一節  
 二節 申命記 第七章 二節  
 三節 申命記 第七章 三節  
 四節 申命記 第七章 四節  
 五節 申命記 第七章 五節  
 六節 申命記 第七章 六節  
 七節 申命記 第七章 七節  
 八節 申命記 第七章 八節  
 九節 申命記 第七章 九節  
 十節 申命記 第七章 十節  
 十一節 申命記 第七章 十一節  
 十二節 申命記 第七章 十二節  
 十三節 申命記 第七章 十三節  
 十四節 申命記 第七章 十四節  
 十五節 申命記 第七章 十五節  
 十六節 申命記 第七章 十六節  
 十七節 申命記 第七章 十七節  
 十八節 申命記 第七章 十八節  
 十九節 申命記 第七章 十九節  
 二十節 申命記 第七章 二十節  
 二十一節 申命記 第七章 二十一節  
 二十二節 申命記 第七章 二十二節  
 二十三節 申命記 第七章 二十三節  
 二十四節 申命記 第七章 二十四節  
 二十五節 申命記 第七章 二十五節  
 二十六節 申命記 第七章 二十六節  
 二十七節 申命記 第七章 二十七節  
 二十八節 申命記 第七章 二十八節  
 二十九節 申命記 第七章 二十九節  
 三十節 申命記 第七章 三十節

付したまへんとこの民をことごとく滅しつゝすべし彼らを憐れ見らんとすまた彼らの神に事入べからずその事汝の罪となきなり汝是らの民に我のいのでか之を逐はらふことを得んご心お謂ふか汝かれらを憐るゝおかれ汝の神々エホバの王の王の手により贖ひいだしたまへり汝の神々エホバの神々まじし眞實の神々として之を愛しその誠命を守る者お其の契約を保ち思恵をほどこして千代わいたりまた之を惡む者お其の報をなしてこれを滅ぼしたまへりエホバの已を惡む者お其の報をなすお因りてこれを行ふべし汝らもし是らの律法を聽きこれを守り行くと汝の先祖等お誓ひし契約を保ちて汝ら思恵を俵てしたまへり即ち汝を愛し汝を重み汝の數を増したまひろの昔おんちに興へん汝らの先祖等お誓たりし地をおいて汝の兒女をめぐみ汝の地の産物穀物酒油等を殖し汝の牛の産汝の羊の産を増たすべし汝ら思恵するごとく其の民お懲らん汝らの中および汝らの家畜の中おハ男も女も子なき者お無るべしエホバまた諸の疾病を汝の身より除きたまひ汝らに知る彼の神々の惡しき言を汝の身お離さしめ但汝を惡む者お之を離せたまへし汝の汝の神々エホバの汝に

申命記 第八章  
 一節 申命記 第八章 一節  
 二節 申命記 第八章 二節  
 三節 申命記 第八章 三節  
 四節 申命記 第八章 四節  
 五節 申命記 第八章 五節  
 六節 申命記 第八章 六節  
 七節 申命記 第八章 七節  
 八節 申命記 第八章 八節  
 九節 申命記 第八章 九節  
 十節 申命記 第八章 十節  
 十一節 申命記 第八章 十一節  
 十二節 申命記 第八章 十二節  
 十三節 申命記 第八章 十三節  
 十四節 申命記 第八章 十四節  
 十五節 申命記 第八章 十五節  
 十六節 申命記 第八章 十六節  
 十七節 申命記 第八章 十七節  
 十八節 申命記 第八章 十八節  
 十九節 申命記 第八章 十九節  
 二十節 申命記 第八章 二十節  
 二十一節 申命記 第八章 二十一節  
 二十二節 申命記 第八章 二十二節  
 二十三節 申命記 第八章 二十三節  
 二十四節 申命記 第八章 二十四節  
 二十五節 申命記 第八章 二十五節  
 二十六節 申命記 第八章 二十六節  
 二十七節 申命記 第八章 二十七節  
 二十八節 申命記 第八章 二十八節  
 二十九節 申命記 第八章 二十九節  
 三十節 申命記 第八章 三十節

か汝の誠命を守るや否やを知らためたりき 即ち汝を苦しめ汝も知す汝の先祖等も  
 知るよとこのマナを汝らも食せさせたり人ハバツ而巳にて生る者にわらふ人ハエホバツの口より出  
 る言よより生る者なりと汝も知しめたる爲なり この四十年のおひだ汝の衣服を古びて朽す汝の足ハ  
 應ずりし 汝また心に念ふべし人のろの子を懲戒せどく汝の神エホバツも汝を懲戒たまふなり 汝の神エ  
 ホバツの誠命を守りろの道にわゆみてこれを畏るべし 汝の神エホバツ汝をして美地に到らしめたまふ是は  
 谷も山にも水の流わり泉あり湧水ある地 小麦大麥葡萄樹 無花果および石榴ある地油橄欖および蜜  
 のある地 汝の食食物も銀るどころなく故亦何も乏しきどころある地なりろの地の石ハすなばち  
 鐵の山よりは銅を掘るべし 汝は食ひて飽き汝の神エホバツにろの美地を巳にたまひし事を誦すべし  
 汝わが今んぢに命するエホバツの誠命と律法と法度とを守ら奉りて汝の神エホバツを忘るゝにいたら  
 ざるやう慎めよ 汝食ひて飽き美しき家を建て住ふに至り また汝の牛羊殖増し汝の金銀殖増し汝の所  
 有もか殖増かいたらん時に 恐くは汝心も驕りて汝の神エホバツを忘れんエホバツ汝をエソツトの地奴隷  
 たる家より導き出し 汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野すなわち蛇火の蛇、鳩などおりて水わ  
 らざる乾ける地を通り汝らのために堅き磐の中より水を出し 汝の先祖等の知ざるマナを曠野おて汝に  
 食せたまへり是みな汝を苦しめ汝を試みて終に福祉を汝らたまはんとせたりき 汝我力どわが手の創作  
 によりて我の寶財を得たりと心も謂なかれ 汝の神エホバツを憶へし其ハエホバツ汝に寶財を得るの力をた  
 せよなれどなり欺きたまふは汝の先祖等に誓し契約を今日の如く行はんとせたり 汝も汝の神エホバ  
 ツを忘れ果て他の神々に依りてこれを拜むことを得ん今日汝らも証をなす汝らひかならず滅亡  
 非 申命記 第八章 三十一節

申命記 第八章 三十一節  
 申命記 第八章 三十二節  
 申命記 第八章 三十三節  
 申命記 第八章 三十四節  
 申命記 第八章 三十五節  
 申命記 第八章 三十六節  
 申命記 第八章 三十七節  
 申命記 第八章 三十八節  
 申命記 第八章 三十九節  
 申命記 第八章 四十節  
 申命記 第八章 四十一節  
 申命記 第八章 四十二節  
 申命記 第八章 四十三節  
 申命記 第八章 四十四節  
 申命記 第八章 四十五節  
 申命記 第八章 四十六節  
 申命記 第八章 四十七節  
 申命記 第八章 四十八節  
 申命記 第八章 四十九節  
 申命記 第八章 五十節

汝らまたさざれなり  
 一 イマエニルよ聽け汝ら今日ヨルダンを濟りゆき汝らも大にして強き國々に入てこれを取らん  
 とすろの邑々の大にして石垣り天に達りろの民汝ら知てこのアナクの子孫にして大くろつ身長  
 たかし汝また人の言を聞き云く誰かアナクの子孫の前お立てとを得ん 汝今日知る汝の神エホバツ  
 燃つくす火をまじしめて汝の前お進みたまふとニホバツかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前お伏たまは  
 んエホバツの汝に言たまひし如く汝かれらも汝らも滅ぼすべし 汝の神エホバツ汝の前より  
 彼らを逐はらひたまはん儘に汝心に言なかれ云く我の義のためニホバツ我をこの地に導きけりてこれを  
 獲させたまへりと 汝はこの國々の民の惡きがためにニホバツ之を汝の前より逐はらひたまふなり 汝の  
 往てその地を獲得し汝の義きよよるあからず又かちの心の眞よるお非すこの國々の民惡きが故も汝の  
 神エホバツこれを汝の前より逐はらひたまふなりニホバツの罰たまひたまふ汝の先祖アブラハムイサクヤ  
 コハ誓たりし言を行はんとせあり 汝知る汝の神エホバツの汝も此美地を興へて獲させたまふ汝の義  
 きよよるお非す汝は眞の強き民なれどなり 汝曠野に於て汝の神エホバツを怒りて事を憶へて忘るゝ勿れ  
 汝らハエソツトの地を出し日より此處にいたる日まで常おニホバツも憐れり 汝レバツにおいて汝らニホバ  
 ツを怒せたりニホバツ汝らを怒りて汝らを滅ぼさんとたまへり かの時われ石の板すなわちニホバツの汝  
 らも立たまへる契約を載る石の板を毀んとて山に上り四十日四十夜山に居り 汝も負す水も飲ざり  
 エホバツ我も神の指をもて書たる文字ある石の板二枚を授けたまへり 上ホは集會の日ニホバ  
 自三至十九節

申命記 第九章 十節  
 申命記 第九章 十一節  
 申命記 第九章 十二節  
 申命記 第九章 十三節  
 申命記 第九章 十四節  
 申命記 第九章 十五節  
 申命記 第九章 十六節  
 申命記 第九章 十七節  
 申命記 第九章 十八節  
 申命記 第九章 十九節  
 申命記 第九章 二十節

申命記 第九章 十節  
 申命記 第九章 十一節  
 申命記 第九章 十二節  
 申命記 第九章 十三節  
 申命記 第九章 十四節  
 申命記 第九章 十五節  
 申命記 第九章 十六節  
 申命記 第九章 十七節  
 申命記 第九章 十八節  
 申命記 第九章 十九節  
 申命記 第九章 二十節

我が山において火の中より汝らに告ぐ言をこしく獻す。すなわち四十夜過し時、エホバが山を載る板なる石の板二枚を授け、而してエホバが言に言たまひける、汝起かがりて速か此より下れ。汝がマソトより導き出さば、民は悪き事を行ふなり。彼ら早くもわが彼らに命せし道を離れて自己のために偶像を鑄れり」と。エホバが言たまひける、我この民を觀たり、視よ。是は民の強き民なり。我を阻むる者、我かれらを滅ぼし、其名を天下より抹さる。汝をして彼らよりも強くまたたなる民とならむべし。是を以て我身をめぐらし、山を下りけるが、山は火を以て塵をそそぐの契約の板二枚、わが手あり。斯て我觀む。汝らハラの神、エホバにむかひて罪を犯し、自己のために像を鑄りて、早くもエホバの汝らに命じたまひし道を離れたりしかば、我の二枚の板をとりてわが手よりこれを擲ち、汝らの目の前にこれを碎り、而して我は前のごとく四十夜、エホバの前に伏して居り、爾も食す水も飲ざりし是は、汝らエホバの目の前、小惡き事をおこなひ、之を懲せて大に罪を獲たり。なり。吾も怒るを發し、憤恨をおこし、汝らをして滅ぼさんと云たまひしかば、我懼れたりしが、此度もまたエホバが我を聽たまへり。エホバはまた痛くアロを怒りて、之を滅ぼさんと云たまひしかば、我の叫ぶアロのため、お前れり。斯て我、あんちが作りて罪を犯さば、憤を取り、火をもて之を燃き、之れを善く打破きて細き塵となじ。その塵を山より潑れ下ると、この溪流に投棄たり。汝らハラ、マソトがよび、アロが、エホバの怒りたまひせたり。またエホバ、カマソトより、汝らに告ぐ言を傳へんとせし時、言たまひける、汝ら上り、汝らに告ぐ言を傳へ、我が汝らに傳へし日より、汝らハラ、マソトに悔りし、命を悔り之を信せず。また汝の言を聽ざりき。我が汝らをして、日よりも、汝らハラ、マソトに悔りし、命を悔りし、

子 卅四章  
 子 卅四章一節  
 子 卅四章二節  
 子 卅四章三節  
 子 卅四章四節  
 子 卅四章五節  
 子 卅四章六節  
 子 卅四章七節  
 子 卅四章八節  
 子 卅四章九節  
 子 卅四章十節  
 子 卅四章十一節  
 子 卅四章十二節  
 子 卅四章十三節  
 子 卅四章十四節  
 子 卅四章十五節  
 子 卅四章十六節  
 子 卅四章十七節  
 子 卅四章十八節  
 子 卅四章十九節  
 子 卅四章二十節  
 子 卅四章二十一節  
 子 卅四章二十二節  
 子 卅四章二十三節  
 子 卅四章二十四節  
 子 卅四章二十五節  
 子 卅四章二十六節  
 子 卅四章二十七節  
 子 卅四章二十八節  
 子 卅四章二十九節  
 子 卅四章三十節  
 子 卅四章三十一節  
 子 卅四章三十二節  
 子 卅四章三十三節  
 子 卅四章三十四節  
 子 卅四章三十五節  
 子 卅四章三十六節  
 子 卅四章三十七節  
 子 卅四章三十八節  
 子 卅四章三十九節  
 子 卅四章四十節  
 子 卅四章四十一節  
 子 卅四章四十二節  
 子 卅四章四十三節  
 子 卅四章四十四節  
 子 卅四章四十五節  
 子 卅四章四十六節  
 子 卅四章四十七節  
 子 卅四章四十八節  
 子 卅四章四十九節  
 子 卅四章五十節

の附、エホバが汝らを滅さんと云たまひしを因て、我最初伏たる如く、四十夜、エホバの前、お伏す。エホバ、汝らに告ぐ言をこしく獻す。すなわち四十夜過し時、エホバが山を載る板なる石の板二枚を授け、而してエホバが言に言たまひける、汝起かがりて速か此より下れ。汝がマソトより導き出さば、民は悪き事を行ふなり。彼ら早くもわが彼らに命せし道を離れて自己のために偶像を鑄れり」と。エホバが言たまひける、我この民を觀たり、視よ。是は民の強き民なり。我を阻むる者、我かれらを滅ぼし、其名を天下より抹さる。汝をして彼らよりも強くまたたなる民とならむべし。是を以て我身をめぐらし、山を下りけるが、山は火を以て塵をそそぐの契約の板二枚、わが手あり。斯て我觀む。汝らハラの神、エホバにむかひて罪を犯し、自己のために像を鑄りて、早くもエホバの汝らに命じたまひし道を離れたりしかば、我の二枚の板をとりてわが手よりこれを擲ち、汝らの目の前にこれを碎り、而して我は前のごとく四十夜、エホバの前に伏して居り、爾も食す水も飲ざりし是は、汝らエホバの目の前、小惡き事をおこなひ、之を懲せて大に罪を獲たり。なり。吾も怒るを發し、憤恨をおこし、汝らをして滅ぼさんと云たまひしかば、我懼れたりしが、此度もまたエホバが我を聽たまへり。エホバはまた痛くアロを怒りて、之を滅ぼさんと云たまひしかば、我の叫ぶアロのため、お前れり。斯て我、あんちが作りて罪を犯さば、憤を取り、火をもて之を燃き、之れを善く打破きて細き塵となじ。その塵を山より潑れ下ると、この溪流に投棄たり。汝らハラ、マソトがよび、アロが、エホバの怒りたまひせたり。またエホバ、カマソトより、汝らに告ぐ言を傳へんとせし時、言たまひける、汝ら上り、汝らに告ぐ言を傳へ、我が汝らに傳へし日より、汝らハラ、マソトに悔りし、命を悔りし、

この地にハラの流多かりき。かの附、エホバはレビの支派を區分して、エホバは契約の書を寫さば、エホバの前に立ててこれを書しめ、又エホバの名をもて視することをもて爲せたまへり。其事今日にいたるは、是をもてレビの兄弟等の中に分ち、また產業なし、惟エホバの產業たり。汝の神、エホバの彼に言たまへる如し、我が

子 卅五章  
 子 卅五章一節  
 子 卅五章二節  
 子 卅五章三節  
 子 卅五章四節  
 子 卅五章五節  
 子 卅五章六節  
 子 卅五章七節  
 子 卅五章八節  
 子 卅五章九節  
 子 卅五章十節  
 子 卅五章十一節  
 子 卅五章十二節  
 子 卅五章十三節  
 子 卅五章十四節  
 子 卅五章十五節  
 子 卅五章十六節  
 子 卅五章十七節  
 子 卅五章十八節  
 子 卅五章十九節  
 子 卅五章二十節  
 子 卅五章二十一節  
 子 卅五章二十二節  
 子 卅五章二十三節  
 子 卅五章二十四節  
 子 卅五章二十五節  
 子 卅五章二十六節  
 子 卅五章二十七節  
 子 卅五章二十八節  
 子 卅五章二十九節  
 子 卅五章三十節  
 子 卅五章三十一節  
 子 卅五章三十二節  
 子 卅五章三十三節  
 子 卅五章三十四節  
 子 卅五章三十五節  
 子 卅五章三十六節  
 子 卅五章三十七節  
 子 卅五章三十八節  
 子 卅五章三十九節  
 子 卅五章四十節

前の日數のごとく四十四夜山に居しがエホバの賜もまた我を聴たまへりエホバ汝を滅すことを  
 負みたまはざりき期てエホバ我に言たまひける汝起わがり民先だちて進み行さば我をして我が之  
 小與へんごとの先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよイスラエルの神エホバの汝を要めた  
 事は何ぞや惟是のみ即ち汝が神エホバを畏れろの一切の道歩み之を愛し心を盡し神を盡し  
 て汝の神エホバに事へ又我が今日汝らに命ずるエホバの誠命と法度とを守りて身に福を得るの事  
 夫天と諸天の天よび地よりの後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日のごとし然バ汝ら心に  
 割禮を行へ事て項を強くする勿れ汝の神エホバは神の主大にしてかつ權能ある畏るべき神にま  
 しめて人を偏り滅すまた賄賂を受ず孤兒と寡婦のために辨別を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣  
 服を興へたまふ汝ら旅客を愛すべし其は汝らもエホバの國も旅客たらし事わればなり汝の神エホ  
 バを畏れ之に事へこれに附從のひその名を指て誓ふことをすべし彼ハ汝の讀べき者また汝の神にして  
 汝が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり汝の先祖等六箇か七十八人にてエホバに下  
 りたりしに今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり  
 然バ汝の神エホバを愛す常わりの職守と法度と律法と誠命とを守るべし汝らの子女ハ知  
 ずまた見ざれば我これに言す惟汝らに言ふ汝らに今日すでお汝らの神エホバの懲戒との大なる事とを  
 の強き手とぞ伸たる腕とを知りまた汝らのエホバの中においてエホバ王パロどのの全國おむかひ  
 てかおひたまひし徴証とを行爲とを知りまたエホバの軍勢どのの馬とぞその車とに爲たまひ

九 三三〇  
 十 三三〇  
 十一 三三〇  
 十二 三三〇  
 十三 三三〇  
 十四 三三〇  
 十五 三三〇  
 十六 三三〇  
 十七 三三〇  
 十八 三三〇  
 十九 三三〇  
 二十 三三〇  
 二十一 三三〇  
 二十二 三三〇  
 二十三 三三〇  
 二十四 三三〇  
 二十五 三三〇  
 二十六 三三〇  
 二十七 三三〇  
 二十八 三三〇  
 二十九 三三〇  
 三十 三三〇  
 三十一 三三〇  
 三十二 三三〇  
 三十三 三三〇  
 三十四 三三〇  
 三十五 三三〇  
 三十六 三三〇  
 三十七 三三〇  
 三十八 三三〇  
 三十九 三三〇  
 四十 三三〇  
 四十一 三三〇  
 四十二 三三〇  
 四十三 三三〇  
 四十四 三三〇  
 四十五 三三〇  
 四十六 三三〇  
 四十七 三三〇  
 四十八 三三〇  
 四十九 三三〇  
 五十 三三〇

し事すなごら彼ら汝らが汝らの後を遺されたる時に紅海の水を彼らの上を覆ひかくら去め之を滅ぼして今日  
 までの脚方なからしめし事を知りまた此處にいたるまで曠野に於て汝らも爲たまひし事等を知り  
 また汝らの子孫あるエリアブの子孫たるエホバの子孫たるエホバの爲たまひし事すなばちイスラエルの全家  
 の真中おひて地ろの口を啓きて彼らどのの家族どのの天幕どのの足下お立ちつ者とを吞つくまじ事を知  
 かり即ち汝らエホバの行ひたまひし此諸の大なる作爲を自認たり然バ汝ら我今日汝らも命ずる  
 誠命を盡く守るべし然セバ汝らハ強くなり汝らも爲たまひし事すなばちイスラエルの爲たまひし  
 たエホバ汝ら汝らの後の子孫わあへんだ汝らの先祖等も誓たまひし地乳と蜜との流るる國におい  
 て汝らの目を長うすることを得ん汝らが進みひりて獲えんとする地ハ汝らも出來りしエホバの地のど  
 どくから事彼處にてハ汝ら種を播き足をもて之に灌溉けりろの狀蔬菜園におけるご如し然バ汝らが獲  
 りゆきて獲えごころの地ハ山谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなりろの地ハ汝の神エホバの福み  
 たまふ者おして年の終まで汝の神エホバの目常にごのの上に在り汝らも我今日かんとらに  
 命ずる吾命命を善守りて汝らの神エホバを愛し心を盡し神を盡して之に事へなバ我なごらの地の  
 雨を秋の雨春の雨ともお時々隨ひて降り汝らをしてその穀物を吸入しめ且酒と油を獲せしめまた汝の  
 家畜のために野に草を生せしむべし汝ら食ひて飽ん汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて他の神々に事へ  
 これを拜む勿れ恐くハエホバ汝らにむかひて怒を發して天を開たまひ雨ふらず地物を生せずなりて汝  
 らろのエホバに賜れる美地より速かに滅亡るに至らん汝ら是等の我言を汝らの心と魂との中に讀めま  
 た之を汝らの手に結びて徴と爲し汝らの目の間におきて誌となし之をなごらの子孫も我に家に坐す

一 三三〇  
 二 三三〇  
 三 三三〇  
 四 三三〇  
 五 三三〇  
 六 三三〇  
 七 三三〇  
 八 三三〇  
 九 三三〇  
 十 三三〇  
 十一 三三〇  
 十二 三三〇  
 十三 三三〇  
 十四 三三〇  
 十五 三三〇  
 十六 三三〇  
 十七 三三〇  
 十八 三三〇  
 十九 三三〇  
 二十 三三〇  
 二十一 三三〇  
 二十二 三三〇  
 二十三 三三〇  
 二十四 三三〇  
 二十五 三三〇  
 二十六 三三〇  
 二十七 三三〇  
 二十八 三三〇  
 二十九 三三〇  
 三十 三三〇  
 三十一 三三〇  
 三十二 三三〇  
 三十三 三三〇  
 三十四 三三〇  
 三十五 三三〇  
 三十六 三三〇  
 三十七 三三〇  
 三十八 三三〇  
 三十九 三三〇  
 四十 三三〇  
 四十一 三三〇  
 四十二 三三〇  
 四十三 三三〇  
 四十四 三三〇  
 四十五 三三〇  
 四十六 三三〇  
 四十七 三三〇  
 四十八 三三〇  
 四十九 三三〇  
 五十 三三〇

なる間も歩む時も駭る時興る時もこれを語り また汝の家の方の門を之を書記せし然て  
 べニホバが汝らの朱爾等に與へんと誓ひたまひし地に汝らなる日よび汝らの子等のを日ハ數多く  
 して天の地を獲公日の久き如くならん 汝らも我が汝ら命する此一切の誡命を善く守りてこれを  
 行ひ汝等の神ニホバを愛しうの一切の道に歩む之に附從の之とニホバの國々の民をこぞく汝ら  
 の前より寢ばらひたまえん而して汝らハ己よりも大にして能力ある國々を獲おいたるべし 凡そ汝ら  
 足の跡にて踏む處ハ者汝らの有きならん即ち汝らの境界ハ曠野よりレバントに亘りたまはエラ河とい  
 ふ河より西の海に亘るべし 汝らの前に立てし汝らを得る人あらし汝らの神ニホバが汝らが踏むるどこの地  
 の人々をして汝らを師ぢ汝らを畏れしめたまふと其言て汝らに言たまひし如くならん 視よ我今日汝  
 らの前ハ祝福と呪詛とを置く 汝らも我が今日ならん命する汝らの神ニホバの誡命に遵はし祝福  
 を得ん 汝らも我の神ニホバの誡命に遵へりて我が今日ならん命する道に離れ素知ざり  
 し他の神々に從がひなべ呪詛を蒙らん 汝の神ニホバが汝が往て獲んとする地に汝を導きいりたまはし  
 汝がアリシ山ハ祝福を置きニバル山ハ呪詛を置くべし 此の二山ハヨルダンの彼旁アラバに在るカナン  
 人の地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去りて遠らざるにあらずや  
 三 汝らハヨルダンを濟り汝らの神ニホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを得て其處  
 に住こぞを得ん 然る我が今日かなんちらお授くるどこの法度と律法と汝らこぞく守りて行ふべし  
 是ハ汝らの先祖等の神ニホバの汝らに與へて獲させたたまふどこの地にかいて汝ら當世に生存  
 する日の間常に守り行入べき法度と律法とあり 汝らが逐はら國々の民がその神々お事へし處ハ山に

なる者も間にある者も青樹の下にある者もみかたを盡く擧ぐ 其の壇を毀ちその柱を碎ぎうのフコラ像  
 を火かて燒きたその神々の彫像を散倒して之が名をその處より絶去べし 但し汝らの神ニホバにハ汝  
 ら是のこぞく爲べからず 汝らの神ニホバがその名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるニ  
 ホバの住居を汝ら尋ね求めて其處にいたり 汝らの燔祭と犧牲汝らの仔と汝られば手れ舉祭汝らの願還  
 と自意の禮物および汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に擧へ語り 其處おて汝の神ニホバの前に食をか  
 し又汝らと汝らの家族皆ろの手を擧げて獲たる物をもて快樂を取べし是かなちの神ニホバの祝福により  
 て獲たるものなればなり 汝ら彼處にてハ我らが今日此に爲せどく各々の目に善と見どころを爲べか  
 らず 汝らハ尙いまだ汝らの神ニホバの賜ふ安息と産業にいらざるあり 然ど汝らヨルダンを渡り汝  
 らの神ニホバの汝らに與へて獲させたたまふ地に住にいらん時きたニホバが汝らの周圍の敵を除き汝らに  
 安息を賜ひて汝等安泰に住にいらん時之 汝らの神ニホバがその名を置んためた一の處を擇びたまは  
 ん汝ら其處ハ我が命する物を都て擧へゆくべし即ち汝らの燔祭と犧牲と汝らの仕と汝らの手の擧祭お  
 よび汝らがニホバが子誓願をたてし獻んと誓ひし一切の佳物を携へいたるべし 汝らハ汝らの男子女子  
 僕婢ととも汝らの神ニホバの前に樂むべしまた汝らの門の内なるレヒ人ども然すべし其ハ汝ら  
 の中間に分かく産業なき者なればあり 汝慎め凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を獻ることをする勿れ 唯  
 汝らの支派の二の中にニホバの選びたまえんうの處に於て汝燔祭を獻げたまふ命する一切の事を  
 爲べし 彼處にて汝の神ニホバの汝らにたまふ祝福に循ひて汝その心に好む擧祭を汝の門の内殺して  
 その肉を食ふてとを得即ち汝れたる人も潔き人もこれを食ふを得ること 猶羊と牡鹿に於るけが如し 但

申命記  
 九章一節  
 九章二節  
 九章三節  
 九章四節  
 九章五節  
 九章六節  
 九章七節  
 九章八節  
 九章九節  
 九章十節  
 九章十一節  
 九章十二節  
 九章十三節  
 九章十四節  
 九章十五節  
 九章十六節  
 九章十七節  
 九章十八節  
 九章十九節  
 九章二十節  
 九章二十一節  
 九章二十二節  
 九章二十三節  
 九章二十四節  
 九章二十五節  
 九章二十六節  
 九章二十七節  
 九章二十八節  
 九章二十九節  
 九章三十節  
 九章三十一節  
 九章三十二節  
 九章三十三節  
 九章三十四節  
 九章三十五節  
 九章三十六節  
 九章三十七節  
 九章三十八節  
 九章三十九節  
 九章四十節  
 九章四十一節  
 九章四十二節  
 九章四十三節  
 九章四十四節  
 九章四十五節  
 九章四十六節  
 九章四十七節  
 九章四十八節  
 九章四十九節  
 九章五十節  
 九章五十一節  
 九章五十二節  
 九章五十三節  
 九章五十四節  
 九章五十五節  
 九章五十六節  
 九章五十七節  
 九章五十八節  
 九章五十九節  
 九章六十節  
 九章六十一節  
 九章六十二節  
 九章六十三節  
 九章六十四節  
 九章六十五節  
 九章六十六節  
 九章六十七節  
 九章六十八節  
 九章六十九節  
 九章七十節  
 九章七十一節  
 九章七十二節  
 九章七十三節  
 九章七十四節  
 九章七十五節  
 九章七十六節  
 九章七十七節  
 九章七十八節  
 九章七十九節  
 九章八十節  
 九章八十一節  
 九章八十二節  
 九章八十三節  
 九章八十四節  
 九章八十五節  
 九章八十六節  
 九章八十七節  
 九章八十八節  
 九章八十九節  
 九章九十節  
 九章九十一節  
 九章九十二節  
 九章九十三節  
 九章九十四節  
 九章九十五節  
 九章九十六節  
 九章九十七節  
 九章九十八節  
 九章九十九節  
 九章一百節

申命記  
 十章一節  
 十章二節  
 十章三節  
 十章四節  
 十章五節  
 十章六節  
 十章七節  
 十章八節  
 十章九節  
 十章十節  
 十章十一節  
 十章十二節  
 十章十三節  
 十章十四節  
 十章十五節  
 十章十六節  
 十章十七節  
 十章十八節  
 十章十九節  
 十章二十節  
 十章二十一節  
 十章二十二節  
 十章二十三節  
 十章二十四節  
 十章二十五節  
 十章二十六節  
 十章二十七節  
 十章二十八節  
 十章二十九節  
 十章三十節  
 十章三十一節  
 十章三十二節  
 十章三十三節  
 十章三十四節  
 十章三十五節  
 十章三十六節  
 十章三十七節  
 十章三十八節  
 十章三十九節  
 十章四十節  
 十章四十一節  
 十章四十二節  
 十章四十三節  
 十章四十四節  
 十章四十五節  
 十章四十六節  
 十章四十七節  
 十章四十八節  
 十章四十九節  
 十章五十節  
 十章五十一節  
 十章五十二節  
 十章五十三節  
 十章五十四節  
 十章五十五節  
 十章五十六節  
 十章五十七節  
 十章五十八節  
 十章五十九節  
 十章六十節  
 十章六十一節  
 十章六十二節  
 十章六十三節  
 十章六十四節  
 十章六十五節  
 十章六十六節  
 十章六十七節  
 十章六十八節  
 十章六十九節  
 十章七十節  
 十章七十一節  
 十章七十二節  
 十章七十三節  
 十章七十四節  
 十章七十五節  
 十章七十六節  
 十章七十七節  
 十章七十八節  
 十章七十九節  
 十章八十節  
 十章八十一節  
 十章八十二節  
 十章八十三節  
 十章八十四節  
 十章八十五節  
 十章八十六節  
 十章八十七節  
 十章八十八節  
 十章八十九節  
 十章九十節  
 十章九十一節  
 十章九十二節  
 十章九十三節  
 十章九十四節  
 十章九十五節  
 十章九十六節  
 十章九十七節  
 十章九十八節  
 十章九十九節  
 十章一百節

しその血を食べからず水のごとくわかれ地を灌ぐべし 汝の轡物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出からびに汝が立誓願を還すための禮物と汝の自意の禮物および汝の手の擧祭の品に汝の門の内に入らばからず 汝の神エホバの選びたまふ處において汝の神エホバの前お汝これを食ふべし即ち汝の男子女子僕婢および汝の門の内お入るべし人ごどもお之を食ひ汝の手に擧げて獲たる一切の物ををもて汝の神エホバの前に快樂を取べし 汝懼め汝が世に生存ふる目の間レバ人を乘る勿れ 汝の神エホバが汝に言ひてどくに汝の境界を廣くしたまふに及ぶ汝心に肉を食ふことを欲して言ん我肉を食はんぞ然る時ハ汝すべてその心に好む肉を食ふべしを得べし もし汝の神エホバのその名を置んとて擇びたる處汝を離るゝと遠からば我が汝に命ぜし如く汝そのエホバに賜はれる牛羊を宰り汝の門の内にて凡てその心に好む者を食べべし 壯鹿と羚羊を食ふがごとく汝これを食ふことを得汚れたる者も潔き者も均くこれを食べ食ふべしを得るあり 唯堅く慎みてその血を食はざればこれが生命おられハバり汝の生命を肉ごどもに食ふべからず 汝これを食ふ勿れ水のごとくわかれを地に灌ぐべし 汝血を食はざれば命もし埃エホバの善と觀たまふ事を爲す汝の身と汝の子孫とに福社わらん 唯汝の獻げたる聖物と誓願の物ごとてこれをエホバの擇びたまふ處に携へゆくべし 汝燔祭を獻る時其の肉と血を汝の神エホバの壇に俱えべくまた犠牲を獻る時其の血を汝の神エホバの壇の上に灌ぎその肉を食べべし わが汝お命する是等の言を汝聽て守れ汝かく汝の神エホバの善と觀正と觀たまふ事を爲す汝と汝の後の子孫に永く福社わらん 汝の神エホバが汝が往て選ばらんとする國々の民を汝の前より絶たたまひて汝つみにその國々を獲てその地に住にいたらん時ハ 汝もつらら懼め彼らが汝の前に出びたる後汝かれらに依ひて

罪にらざる者勿れまた彼らの神を求めての國々の民い如何なる様にてその神々に事へたるおれもの如く人にせんとて言ふなれ 汝の神エホバに向ひてハ汝然す可らず彼らハエホバの忌のつ懼みたまふ誰の事をその神にむかひて爲しその男子女子をさへ火にて焚てその神々に獻げたり 我が汝らに命ずること一切の言をおんぢら守りて行ふべし汝これを増なかれまた之を減すなかれ 汝らの中に預言者あるハ夢者興りて語らば吾を汝に見し 汝に告て我らハ今より汝と我どのは是で謬ざりし他の神々に從ひて之に事へんとて言はざらんは 汝の徴証たるハ吉蹟これの言ごとく成りとも 汝の預言者または夢者の言に聽きたらぬ勿れ其は汝等の神エホバが汝らが心を盡し精神を盡して汝らの神エホバを愛するや否やを知らんとて欺なんぢらを試みたまふなればなり 汝らは汝らの神エホバを從ひて歩か之を畏れるの誠命を守りその言に遵ひ之を事へてこれに附從がふべし 其の預言者または夢者汝らに言はば汝らに法を授けしエホバの國より導き出し奴隸の家より贖ひ取たる汝らに背かせんとし汝の神エホバの汝も歩めど命ぜし道より汝を誘ひ出さんとて語るお因てかり汝欺して汝の中より惡を除き去べし 汝の理の生る汝の兄弟またハ汝の男子女子またハ汝の懐の妻またハ汝と身命を共する汝の友隣に汝を誘ひて言わらん汝も汝の先祖等も謬ざりし他の神々お我ら往て事へん 即ち汝の周圍ある國々の神の或ハ汝お近く或ハ汝お遠く或は此極より地は彼極までには鎮り坐る者に我ら事へんと欺言してどあるとも 汝これお徹し勿れ之に聽なかれ之を懼み禱る勿れ之を憐れなかれ之を底に匿す勿れ 汝かならず之を殺すべし之を殺すおハ汝まつ之に手を下し然る後に民み手を下すべし 彼ハエホバの國隸は家より汝を導き出たまひし汝の神エホバより汝を誘ひ

申命記 第十三章 自七至三十節

申命記 第十三章 自七至三十節	七
申命記 第十三章 自七至三十節	八
申命記 第十三章 自七至三十節	九
申命記 第十三章 自七至三十節	十
申命記 第十三章 自七至三十節	十一
申命記 第十三章 自七至三十節	十二
申命記 第十三章 自七至三十節	十三
申命記 第十三章 自七至三十節	十四
申命記 第十三章 自七至三十節	十五
申命記 第十三章 自七至三十節	十六
申命記 第十三章 自七至三十節	十七
申命記 第十三章 自七至三十節	十八
申命記 第十三章 自七至三十節	十九
申命記 第十三章 自七至三十節	二十
申命記 第十三章 自七至三十節	二十一
申命記 第十三章 自七至三十節	二十二
申命記 第十三章 自七至三十節	二十三
申命記 第十三章 自七至三十節	二十四
申命記 第十三章 自七至三十節	二十五
申命記 第十三章 自七至三十節	二十六
申命記 第十三章 自七至三十節	二十七
申命記 第十三章 自七至三十節	二十八
申命記 第十三章 自七至三十節	二十九
申命記 第十三章 自七至三十節	三十